

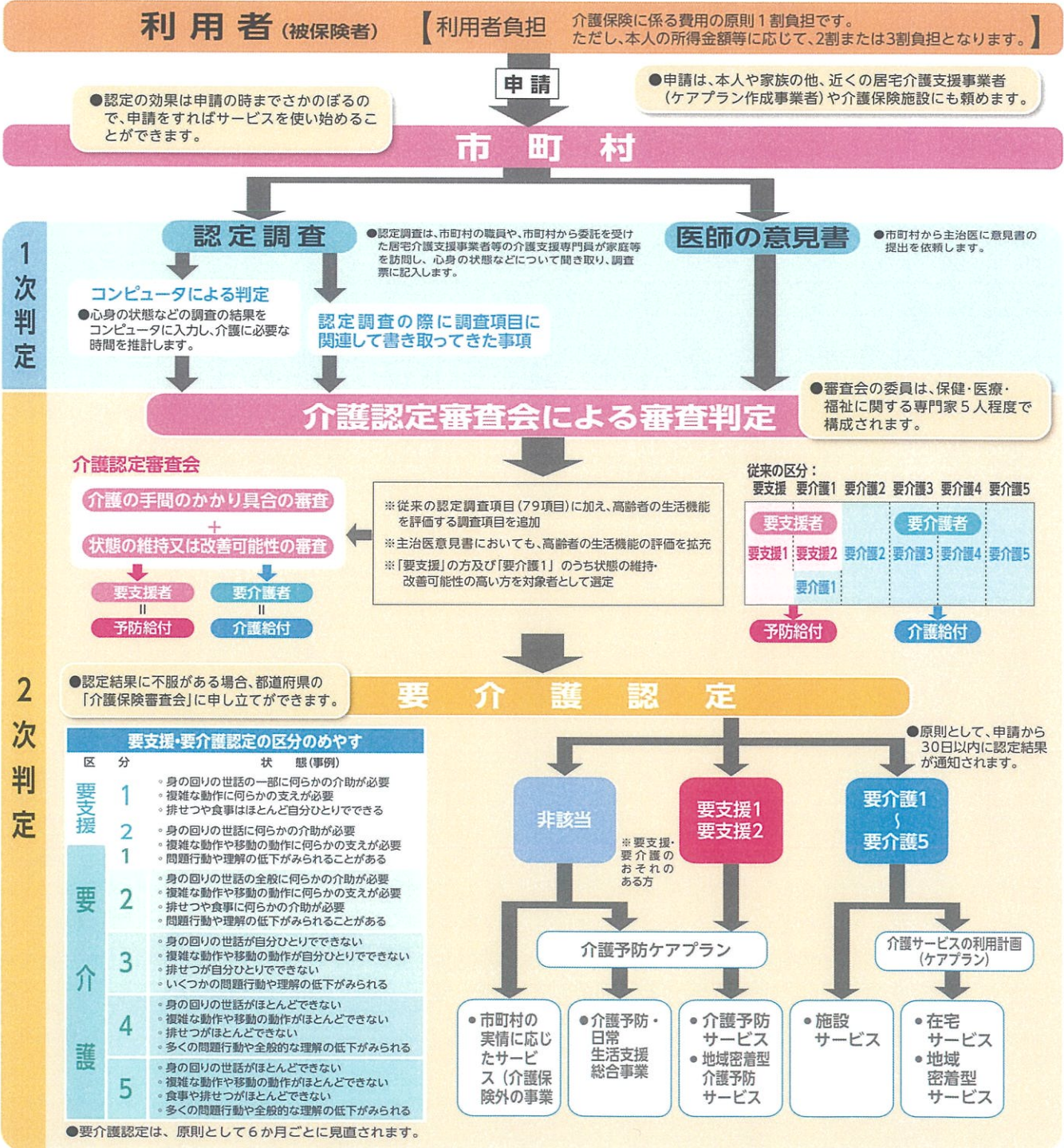
介護保険制度のあらまし

被保険者(受給者)の範囲と保険料の支払い

	範囲	サービス受給条件	保険料の支払い
第1号被保険者	65歳以上の方	要介護(要支援)状態	原則として老齢・退職・遺族・障害年金から天引きです。
第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入者	要介護(要支援)状態にあって、加齢に伴う疾病であって政令で定めるもの(※)	加入している医療保険の納付金に上乗せして一括して納めます。

※ 特定疾病 がん末期/関節リウマチ/筋萎縮性側索硬化症/後縦靭帯骨化症/骨折を伴う骨粗鬆症/初老期における認知症/パーキンソン病関連疾患/脊髄小脳変性症/脊柱管狭窄症/早老症/多系統萎縮症/糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症/脳血管疾患/閉塞性動脈硬化症/慢性閉塞性肺疾患/両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

利用の手続き



介護保険が適用される福祉用具

●**貸与** 本カタログにおいて対象となる商品は、TAIS(タイス)・JANコード等が表示されています。

福祉用具をご利用になる場合は、都道府県の指定を受けた福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員もしくはケアマネージャーにご相談ください。要介護度に応じて利用できる品目などの条件があります。「要介護認定を受けた方は、利用限度額の範囲内で、レンタル料の1割、2割または3割の自己負担でご利用が可能です。ただし、要介護度に応じて利用できる品目などの条件があります。

種 目	摘 要
①車いす	●普通型車いす(自走用)・普通型電動車いす・手押し型車いす(介助用)
②車いす付属品	●クッションパッド・電動補助装置・テーブル・ブレーキなどで車いすと一体的に使用されるもの。
③特殊寝台	●背部、もしくは脚部の傾斜角度を調整する機能があるもの。 ●床の高さを無段階に調整する機能があるもの。
④特殊寝台付属品	●サイドレール・マットレス・ベッド用すり・テーブル・スライディングボードで特殊寝台と一体的に使用されるもの。
⑤床ずれ防止用具	●エアーマットと送風装置または空気圧調整装置からなるエアーマット。 ●水などの減圧による体圧分散効果をもつ全身用のウォーターマット等。
⑥体位変換器	●空気パッド等を身体の下に挿入することにより要介護者等の体位を容易に変換できるもの。(体位の保持のみを目的とするものを除く。) ●伏臥位から座位への体位変換を行える起きあがり補助装置。
⑦自動排泄処理装置	●尿または便が自動的に吸引され、容易に使用できるもの。
⑧手すり	●取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
⑨スロープ	●段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。
⑩歩行者	●二輪、三輪、四輪、六輪のものは、体の前および左右を囲む把手等があるもの。 ●四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの。 ●上りでのアシスト、下りでの制動、片流れ防止、急発進防止等の自動制御の機能を有するもの。
⑪歩行補助杖	●松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチまたは多点杖に限る。
⑫認知症老人徘徊感知機器	●要介護者が屋外へ出ようとした時や、ベッドや布団等を離れた時など、センサーにより感知し、家族および隣人へ通報するもの。
⑬移動用リフト (吊り具を除く)	●床走式、固定式または据置式であり、かつ身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付に住宅の改修を伴うものを除く。) ●居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。 ●斜め方向に移動できる階段移動用リフト。

●**販売** 本カタログにおいて対象となる商品は、価格が **青色** 表示されています。

福祉用具をご利用になる場合は、都道府県の指定を受けた福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員もしくはケアマネージャーにご相談ください。要介護認定を受けた方は、年間10万円(自己負担1割、2割または3割)を上限として購入費が支給されます。

種 目	摘 要	掲載ページ
①腰掛便座	●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 ●洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ●電動式またはスプリング式で便座から立ち上がりの補助機能があるもの。 ●ポータブルトイレ	128~138
②自動排泄処理装置の交換可能部品	●尿または便が自動的に吸引されるもので、交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク)で尿や便の経路となるもの。(パッドは除く)	141
③排泄予測支援機器	●膀胱内の状態を感知し、尿量が一定量に達したと推定された際に排尿の機会を自動で通知するもの	—
④入浴補助用具	●入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・シャワーキャリー・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴助ベルト	66~81, 86
⑤簡易浴槽	●空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水または排水のための工事をともなわないもの。	81
⑥移動式リフトの吊具の部分	●移動用リフトに連結して使用するつり具(体を包んで支える部分)	107~109

介護保険が適用される住宅改修

本カタログにおいて対象となる商品は、価格が **緑色** 表示されています。

事前の申請が必要ですので、ケアマネージャーにご相談ください。要介護認定を受けた方は、20万円(自己負担1割、2割または3割)を上限として住宅改修の費用が支給されます。

種 類	内 容	掲載ページ
①手すりの取付け	●廊下・便所・浴室・玄関等に転倒予防や移動、移乗動作の助けになることを目的として設置	137, 220~222, 225~226, 229
②段差の解消	●敷居を低くする工事 ●スロープを設置する工事 ●浴室の床のかさ上げ 等	223~226, 230~231
③滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更	●畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更(居室) ●床材の滑りにくいものへの変更(浴室) 等	—
④引き戸などへのドアの取り替え	●開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等に新設・取り替える ●ドアノブの変更 ●戸車の設置 等	—
⑤洋式便器等への便器の取り替え	●和式便器を洋式便器に取り替える	—
⑥その他これらの工事に附随して必要な工事		—

●貸与、販売、住宅改修に係る金額等、詳細については「福祉用具専門相談員」「ケアマネージャー」に相談ください。

●販売や住宅改修の費用については、費用の金額をサービス提供事業者についたん支払い、その後市町村に申請を行うことで、9割分、8割分または、7割分の現金の払い戻しを受けることになります。(償還払い)

日常生活用具給付一覧表

(厚生労働省HP参考)

●制度の概要

市町村が行う地域生活支援事業の内、重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

●対象者

日常生活用具を必要とする障害者、障害児。

●運営主体

市町村 ※対象者/年齢制限、対象商品、耐用年数、給付基準額等、詳細については、ご購入前に必ず各市町村にお問合せください。
(市町村によって見解が異なる場合があります。)

●介護保険制度の重複対象者

介護保険制度と重複する場合は、介護保険が優先して適用されます。

●日常生活用具参考例

分類	給付項目	対象者	介護保険の適用 又は掲載ページ
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害	介護保険優先
	特殊マット		介護保険優先
	特殊尿器		介護保険優先
	入浴担架		85
	体位変換器		介護保険優先
	移動用リフト		介護保険優先
	訓練いす(児のみ)		—
	訓練用ベッド(児のみ)	—	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	介護保険優先
	便器		介護保険優先
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢 もしくは体幹機能障害	217・218
	T字状・棒状のつえ		172～183
	移動・移乗支援用具	介護保険優先	
	特殊便器	上肢障害	—
	火災警報器	障害種別にかかわらず 火災発生の感知・避難が困難	63・223
	自動消火器		—
	電磁調理器	視覚障害	23
	歩行時間延長信号機用小型送信機	—	—
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	52～53	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等	—
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等	244～245
	電気式たん吸引器		244～245
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	194・201
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害	39
	視覚障害者用体重計		55
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害	54
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	—
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害	—
	点字器	—	—
	点字タイプライター	—	—
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害	54
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		—
	視覚障害者用拡大読書器		54
	視覚障害者用時計	—	53
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害	—
	聴覚障害者用情報受信装置		—
	人工喉頭	喉頭摘出者	—
	福祉電話(貸与)	聴覚障害又は外出困難	—
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意志疎通困難	—
	視覚障害者用プロセッサ	視覚障害	—
視覚障害者用図書	—		
排泄管理支援用具	ストーマ装具(スマート用品、洗腸用具)	ストーマ造設者	—
	紙おむつ等	高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	148～159
居室生活動作補助用具	収尿器	高度の排尿機能障害者	141
	住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変	—